

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例及び藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の一部改正について

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例及び藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例及び藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例（平成25年藤沢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第84条第3項，第85条，第193条第10項，第194条第2項及び第195条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に，「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に，「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に，「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に，「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第2条第2号中「に規定する指定地域密着型サービス事業者」を「の規定により市長が指定する地域密着型サービス事業者」に改め，同条第3号を次のように改める。

(3) 指定地域密着型サービス 指定地域密着型サービス事業者が当該指定に係る事業所により行う地域密着型サービスをいう。

第4条中「法第78条の2第4項第1号」の次に「(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条第2項ただし書中「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第20号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第2項」を「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項」に，「指定介護予防サービス等の事業の人員，設備，運営等に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第21号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条第2項」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第5条第2項」に改め，同条第4項中「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項」を「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第20号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項」に改め，同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え，「併設されている」を「ある」に改め，同項第5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に改め，同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め，同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改める。

第9条の見出しを削る。

第17条中「市」を「保険者である市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

第24条第2項中「行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第29条の見出しを「(利用者に関する市町村への通知)」に改め，同条中

「市」を「保険者である市町村」に改める。

第33条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「，指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に，「定期巡回サービス，随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第39条第3項中「市が行う文書」を「市町村が行う文書」に，「市職員」を「当該市町村職員」に，「市が行う調査」を「関係する市町村が行う調査」に，「市から」を「当該市町村から」に改め，同条第4項中「市から」を「市町村から」に，「市に」を「当該市町村に」に改める。

第40条第3項中「市等」を「関係する市町村等」に，「市が」を「市町村が」に改める。

第41条第1項中「市」を「関係する市町村」に改める。

第43条第2項第5号中「市」を「保険者である市町村」に改める。

第50条の見出しを削る。

第58条中「市等」を「関係する市町村等」に，「市が」を「市町村が」に改める。

第59条第2項第3号中「市」を「保険者である市町村」に改める。

第61条の見出しを削り，同条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には，当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め，「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え，同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同

じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第79条第2項中「市等」を「関係する市町村等」に、「市が」を「市町村が」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、関係する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第3号中「市」を「保険者である市町村」に改め、同項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「，第41条」を削る。

第82条の見出しを削る。

第83条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を	介護職員
---	---	------

	有する診療所であるものに限る。)	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第83条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第84条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「，」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）の職務」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第86条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員，」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第92条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第105条中「市が」を「関係する市町村が」に、「市から」を「当該市町村から」に改める。

第106条第4項中「市等」を「関係する市町村等」に、「市が」を「市町村が」に改める。

第107条中「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

第108条第2項第5号中「市」を「保険者である市町村」に改める。

第110条の見出しを削る。

第114条の見出しを削り、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第122条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条の見出し及び第133条の見出しを削る。

第136条を次のように改める。

#### 第136条 削除

第149条第2項第9号を削る。

第153条の見出しを削り、同条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第14項、次条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条に次の一項を加える。

14 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第154条の見出しを削り、同条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第177条第2項中「市」を「関係する市町村」に改める。

第178条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録

第182条の見出しを削り、同条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条の見出しを削り、同条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第194条第2項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第195条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第196条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第197条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第3項中「当該指定複合型サービス事業」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第199条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第202条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第203条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第7号中「市」を「保険者である市町村」に改める。

第204条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

(藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例（平成25年藤沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「の規定により市長が指定する地域密着型介護予防サービス事業者」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 指定地域密着型介護予防サービス 指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該指定に係る事業所により行う地域密着型介護予防サービスをいう。

第4条中「法第115条の12第2項第1号」の次に「(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)」を加える。

第5条の見出しを削る。

第8条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。第9条第1項中「第45条第6項第2号」及び「第45条第6項第3号」を「第45条第6項」に改める。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

第19条中「市」を「保険者である市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

第25条の見出しを「(利用者に関する市町村への通知)」に改め、同条中「市」を「保険者である市町村」に改める。

第37条第3項中「市が行う文書」を「市町村が行う文書」に、「市職員」を「市町村職員」に、「市が行う調査」を「関係する市町村が行う調査」に、「市から」を「当該市町村から」に改め、同条第4項中「市から」を「市町村から」に、「市に」を「当該市町村に」に改める。

第38条第1項中「市」を「関係する市町村」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第40条第2項中「市等」を「関係する市町村等」に、「市が」を「市町村が」に改める。

第41条第2項第3号中「市」を「保険者である市町村」に改める。

第44条の見出しを削る。

第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「，」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援

総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス条例第194条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第62条中「市が」を「関係する市町村が」に、「市から」を「当該市町村から」に改める。

第63条第4項中「市等」を「関係する市町村等」に、「市が」を「当該市町村が」に改める。

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

第65条第2項第5号中「市」を「保険者である市町村」に改める。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第71条の見出しを削り、同条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条，第38条（第4項を除く。） ， 第39条」に改める。

#### 附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは，介護保険法の一部が改正され，本市に所在する住所地特例対象施設において当該特例の適用の対象となる入所者が地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの一部を利用することができることとなったこと並びにこれらの条例の基準となる指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等が改正されたこと等に伴い，所要の改正をする必要による。